

令和7（2025）年5月23日

市議会議員 各位

柏崎市長 櫻井雅浩

職員の懲戒処分について

このことについて、懲戒処分等の公表基準に基づき次のとおり公表します。

1 事案の概要及び処分理由

本市職員が、令和6（2024）年度の契約事務において、予算不足を認識していながら必要な予算措置を講じず、上司の決裁を得ずに契約を締結し、さらには支払遅延を発生させました。また、当該職員は、別の契約においても支払処理を怠り、支払遅延が発生したことが判明しましたが、その事実を認識していたにもかかわらず、上司への報告をしないまま放置し、虚偽の説明をするなど、不適切な事務処理を繰り返し発生させたものです。

本件は、契約相手方との信頼関係を損ね、組織全体の信用を著しく低下させたものであることから、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するものとして、当該職員に対し、地方公務員法第29条第1項第2号の規定による懲戒処分を行いました。

2 被処分者及び処分内容

福祉保健部健康推進課 主査級職員 （男性40歳代） 停職 1月間

3 管理監督者に対する処分内容

福祉保健部健康推進課 課長級職員 （女性50歳代） 戒告

福祉保健部健康推進課 課長代理級職員（男性50歳代） 戒告

4 処分年月日

令和7（2025）年5月23日（金曜日）

5 その他

本懲戒処分に関連して、部長級職員に対し、同日付けで訓告を行いました。

6 市長コメント

職員の不適切な事務処理は誠に遺憾であり、市民の皆さまの信頼を損ねたことに対し、深くお詫び申し上げます。本件を厳粛に受け止め、再発防止策を講じ、綱紀粛正及び服務規律の徹底を図り、市民の皆さまからの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

問合せ先
柏崎市総合企画部人事課 小林、木賀
電話：0257-43-9143